

角田市内のクーリングシェルター・熱中症予防休憩所一覧

危険な暑さを避け涼める場所として、市や民間の施設を開放します。
暑い日は我慢せず、ちょっと一休みにお立ち寄りください。

以下、施設の運用期間は、令和7年4月23日(水)から令和7年10月22日(水)までです。

【クーリングシェルター】

改正気候変動適応法に基づき市が指定する施設。(熱中症特別警戒情報が発表された場合には、あらかじめ公開されている開放可能日に開放を義務付けられる施設です)

※角田市では熱中症特別警戒情報の発表の有無にかかわらず期間中は施設を一般に開放しています。

No.	施設名	住所	電話番号	設置場所	休業日	開放時間	受入可能人数	管理者名	指定日	備考
1	角田市役所	角田字大坊41番地	63-2111 (総務課)	1階東側 市民ホール	土曜日、日曜日、祝日	8:30～ 17:15	20人	角田市	令和6年5月1日	クーリングシェルター
2	総合保健福祉センター (ウエルパークかくだ)	角田字柳町35番地1	62-1192 (健康推進課)	1階ホール			20人		令和6年5月1日	クーリングシェルター
3	市民センター	角田字牛館10番地	63-2221 (生涯学習課)	1階談話室	毎月第3月曜日(第3月曜日が祝日の場合はその翌日)	9:00～ 21:30	48人		令和6年5月1日	クーリングシェルター
4	角田市スポーツ交流館	枝野字青木155番地20	63-3440	1階交流室	毎月第4火曜日(第4火曜日が祝日の場合はその翌日)	9:00～17:00 管理上変更となる場合有り	24人	かくだスポーツ ビレッジ運営共同 企業体	令和6年6月4日	クーリングシェルター
5	ヤマザワ角田店	角田字中島下519番地1	87-8810	フードコート	臨時休業日のみ	9:30～ 21:00	28人	株式会社ヤマザワ	令和7年8月18日	クーリングシェルター

【熱中症予防休憩所】

改正気候変動適応法に基づかず市が独自に熱中症の予防のために運営する施設。(熱中症特別警戒情報が発表された場合も、施設の開放義務はありません)

No.	施設名	住所	電話番号	設置場所	休業日	開放時間	受入可能人数	管理者名	指定日	備考
1	図書館 (子ども図書館含む)	角田字牛館10番地	63-2223	館内	土曜日、日曜日、祝日	9:00～ 16:00	—	角田市	—	熱中症予防休憩所
2	郷土資料館	角田字町17番地	62-2527	館内			—		—	熱中症予防休憩所
3	角田自治センター (角田駅構内)	角田字泉町146番地	63-2224	自治センターごとに施設の利用場所が異なるので、ご利用の際は職員にお尋ねください。			—		—	熱中症予防休憩所
4	横倉自治センター	横倉字杉の堂40番地	62-2314				—		—	熱中症予防休憩所
5	小田自治センター	小田字福田80番地	62-4292				—		—	熱中症予防休憩所
6	枝野自治センター	島田字光畑57番地1	63-2141				—		—	熱中症予防休憩所
7	藤尾自治センター	尾山字五反田198番地	63-2131				—		—	熱中症予防休憩所
8	東根自治センター	平貫字土浮102番地	69-2111				—		—	熱中症予防休憩所
9	桜自治センター	佐倉字町裏一番155番地	63-2142				—		—	熱中症予防休憩所
10	北郷自治センター	岡字阿弥陀入65番地	68-2111				—		—	熱中症予防休憩所
11	西根自治センター	高倉字本町15番地1	65-2111				—		—	熱中症予防休憩所
12	総合体育館	枝野字青木155番地31	63-3771	会議室又は選手控室 (利用状況による)	毎月第4火曜日(第4火曜日が祝日の場合はその翌日)	9:00～ 21:00	—	かくだスポーツビ レッジ運営共同 企業体	—	熱中症予防休憩所
13	屋内温水プール	枝野字青木155番地75	61-1212	2階観覧室	毎週火曜日(火曜日が祝日の場合は直後の休日以外の日)	9:00～ 21:00	—	かくだスポーツビ レッジ運営共同 企業体	—	熱中症予防休憩所
14	スペースタワー・コスモハウス	角田字牛館100番地	63-5839	ご利用の際は職員にお尋ねください	毎週火曜日(火曜日が祝日の場合は直後の休日以外の日)	9:00～17:00	—	公益財団法人角 田市地域振興公 社	—	熱中症予防休憩所

【施設利用の際のお願い】

- 飲料は各自で用意ください。
- 施設ごとに、広さやイスの数に限りがありますのでご了承ください。
- 指定場所の温度調整はできません。
- その他、利用に当たっては各施設のルールを守ってご利用ください。

クーリングシェルター又は熱中症予防休憩所には、のほひ旗とポスターを掲示しております。

【のほひ旗】



【ポスター】



